

昭和四十二年政令第二百七十六号

石炭鉱業年金基金法施行令

内閣は、石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三百三十五号）第三条第一項、第九条第二項、第十二条第三項、第十四条第二項及び第四項、第十七条第三項、第十八条第一項及び第三項、第二十一項、第二項、第二十七条、第二十八条並びに附則第二条第一項及び第十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

- 第一章 管理（第一条—第九条）
- 第二章 基金の行なう事業（第十一条—第十三条）
- 第三章 掛金（第十四条）
- 第四章 財務及び会計（第十五条・第十六条）
- 附則

第一章 管理

- （役員の選任）

第一条 役員は、定款の定めるところにより、総会において選挙する。ただし、出席者中に異議がないときは、定款の定めるところにより、指名推薦の方法によつて選任することができる。

第二条 会員は、前項の選挙につき、定款の定めるところにより、当該選挙が行なわれる月の当該会員に係る掛金の額の算定の基礎となる石炭の総量に応じた個数の選挙権を有するものとする。

第三条 会員は、定款の定めるところにより、第一項の選挙につき、書面又は代理人をもつて選挙権を行使することができる。

第四条 前項の規定により選挙権を行使する者は、出席者とみなす。

第五条 代理人は、五人以上の会員を代理することができない。

第六条 代理人は、代理権を証する書面を石炭鉱業年金基金（以下「基金」という。）に提出しなければならない。

（総会の招集）

第二条 理事長は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

第三条 総会の招集は、急施を要する場合を除き、開会の日前日から起算して前十日目に当たる日が終わるまでに、その日時及び場所並びに会議の目的となる事項を示し、定款で定める方法に従つなければならぬ。

（定足数）

総会は、出席した会員の議決権の総数が三分の二以上の多数で決する。

総会においては、第三条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、定款で別段の定めをしたときは、この限りでない。

第五条 総会の議事は、次項に規定する場合を除き、出席した会員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

第六条 第二項から第六項までの規定は、総会における会員の議決権について準用する。この場合において、第一条第三項中「第一項の選挙」とあるのは、「第三条の規定によりあらかじめ通知があつた事項」と読み替えるものとする。

第七条 総会の議事は、出席した会員の議決権の三分の二以上の多数で決する。

総会においては、第三条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、定款で別段の定めをしたときは、この限りでない。

第八条 第二項から第六項までの規定は、総会における会員の議決権について準用する。

第九条 第二項から第六項までの規定は、総会における総代の選挙について準用する。

第十条 石炭鉱業年金基金法（以下「法」といふ。）第十七条に規定する一時金たる給付は、次条に定めるところによるほか、定款の定めるところにより行なうものとする。

第十二条 総会の議事は、出席した会員の議決権の三分の二以上の多数で決する。

第十三条 総会の議事は、次項に規定する場合を除き、出席した会員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

第十四条 総会の議事は、出席した会員の議決権の三分の二以上の多数で決する。

第十五条 総代は、定款の定めるところにより、総会において選挙する。

第十六条 総代は、定款の定めるところにより、総代の選挙権を有する。

第十七条 第二項から第六項までの規定は、総会における総代の選挙について準用する。

第十八条 第二項から第六項までの規定は、総代の選挙権を有する。

第十九条 第二項から第六項までの規定は、総会における総代の選挙について準用する。

第二十条 第二項から第六項までの規定は、総代の選挙権を有する。

第二十一条 第二項から第六項までの規定は、総代の選挙権を有する。

第二十二条 第二項から第六項までの規定は、総代の選挙権を有する。

第三章 掛金

（掛金）

第六条の規定は総代会の議事について、第七条の規定は総代会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第一条第五項中「五人」とあるのは、「二人」と読み替えるほか、総代会における総代の議決権については、第一条第三項中「第一項の選挙」とあるのは、「第九条第二項において準用する第三条の規定によりあらかじめ通知があつた事項」と読み替えるものとする。

第七条 総代会の議事は、出席した会員の議決権の三分の二以上の多数で決する。

第八条 総代会の議事は、出席した会員の議決権の三分の二以上の多数で決する。

第九条 総代会の議事は、出席した会員の議決権の三分の二以上の多数で決する。

第十条 石炭鉱業年金基金の額は、定款で定める金額に当該掛金の納付するものとする。

第十一条 石炭鉱業年金基金の額は、定款で定める金額に当該掛金の納付するものとする。

第十二条 石炭鉱業年金基金の額は、定款で定める金額に当該掛金の納付するものとする。

第十三条 石炭鉱業年金基金の額は、定款で定める金額に当該掛金の納付するものとする。

第十四条 石炭鉱業年金基金の額は、定款で定める金額に当該掛金の納付するものとする。

第十五条 石炭鉱業年金基金は、毎事業年度の末日において、坑内員及び坑外員であつた者に係る法第二十七条に規定する積立金（以下「責任準備金」といふ。）を積み立てなければならない。

第十六条 石炭鉱業年金基金は、法第十八条第一項に規定する事業を行なうときは、毎事業年度の末日において、坑内員及び坑外員であつた者に係る責任準備金を積み立てなければならない。

第十七条 石炭鉱業年金基金は、法第十八条第一項に規定する事業を行なうときは、毎事業年度の末日において、坑内員及び坑外員であつた者に係る責任準備金を積み立てなければならない。

第十八条 石炭鉱業年金基金は、法第十八条第一項に規定する事業を行なうときは、毎事業年度の末日において、坑内員及び坑外員であつた者に係る責任準備金を積み立てなければならない。

第十九条 石炭鉱業年金基金は、法第十八条第一項に規定する事業を行なうときは、毎事業年度の末日において、坑内員及び坑外員であつた者に係る責任準備金を積み立てなければならない。

第二十条 石炭鉱業年金基金は、法第十八条第一項に規定する事業を行なうときは、毎事業年度の末日において、坑内員及び坑外員であつた者に係る責任準備金を積み立てなければならない。

第二十一条 石炭鉱業年金基金は、法第十八条第一項に規定する事業を行なうときは、毎事業年度の末日において、坑内員及び坑外員であつた者に係る責任準備金を積み立てなければならない。

第二十二条 石炭鉱業年金基金は、法第十八条第一項に規定する事業を行なうときは、毎事業年度の末日において、坑内員及び坑外員であつた者に係る責任準備金を積み立てなければならない。

第二十三条 石炭鉱業年金基金は、法第十八条第一項に規定する事業を行なうときは、毎事業年度の末日において、坑内員及び坑外員であつた者に係る責任準備金を積み立てなければならない。

第二十四条 石炭鉱業年金基金は、法第十八条第一項に規定する事業を行なうときは、毎事業年度の末日において、坑内員及び坑外員であつた者に係る責任準備金を積み立てなければならない。

第二十五条 石炭鉱業年金基金は、法第十八条第一項に規定する事業を行なうときは、毎事業年度の末日において、坑内員及び坑外員であつた者に係る責任準備金を積み立てなければならない。

第二十六条 石炭鉱業年金基金は、法第十八条第一項に規定する事業を行なうときは、毎事業年度の末日において、坑内員及び坑外員であつた者に係る責任準備金を積み立てなければならない。

第二十七条 石炭鉱業年金基金は、法第十八条第一項に規定する事業を行なうときは、毎事業年度の末日において、坑内員及び坑外員であつた者に係る責任準備金を積み立てなければならない。

附 則（昭和五三年六月九日政令第二二二）

- 三 國債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、貸付信託の受益証券その他厚生労働大臣の指定する有価証券の取得
- 四 不動産の取得
- 2 前項第三号の規定により取得した有価証券は、次に掲げるものに運用することができる。
- 一 信託会社等への信託
- 二 金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限り、同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）をいう。次項において同じ。）への預託基金は、運用方法を特定する金銭信託若しくは不動産の取得により業務上の余裕金を運用する場合又は取得した有価証券を金融商品取引業者に預託する場合は、あらかじめ、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- 3 前二項に規定するもののほか、基金の余裕金の運用に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附 則 抄

- （施行期日）
- 1 この政令は、公布の日から施行する。
(基金の設立の手続)
- 2 基金の設立に関する事務は、設立委員の過半数をもつて決する。
- 3 会員となるべき者で基金の設立総会に出席することができないものは、法附則第二条第四項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行使することができる。
- 4 前項の規定により議決権又は選挙権を行使する者は、出席者とみなす。
- 5 代理人は、五人以上の会員となるべき者を代理することができない。
- 6 代理人は、代理権を証する書面を設立総会に提出しなければならない。
- 7 設立総会の会議については、会議録を作成し、出席した会員となるべき者の氏名並びに議事の経過の要領及びその結果を記載するとともに、設立委員及び設立総会において定めた二人以上の会員となるべき者が署名しなければならない。

この政令は、公布の日から施行する。
行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。

附 則（平成六年一一月九日政令第三四七号）抄

（施行期日等）

- 第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。
- 附 則（平成九年三月三一日政令第一〇二号）抄

（施行期日）

- 第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。
- 附 則（平成一二年六月七日政令第三〇九号）抄

（施行期日）

- 1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
- 附 則（平成一二年二月二八日政令第四二九号）抄

（施行期日）

- 第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年十二月三十日）から施行する。
- 附 則（平成一九年八月三日政令第二三三号）抄

（施行期日）

- 第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。
- 第六十四条 施行日前にした行為及びこの附則の規定による罰則の適用に関する経過措置

（罰則の適用に関する経過措置）

- 第六十四条 施行日前にした行為及びこの附則の規定による罰則の適用に関する経過措置
- （罰則の適用に関する経過措置）
- 規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附 則（平成一九年八月三日政令第二三三号）抄

（施行期日）

- 第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。
- （罰則に関する経過措置）

（罰則）

- 第四十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二七年五月一五日政令第二三三号）抄

（施行期日）

- 第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行

（施行期日）